

発議第 5 号 令和 7 年度決算認定に対する附帯決議について

議員名	反対理由
戸津川 美二	指摘項目はあったものの、議会において決議するまでの内容ではない。
大谷 学	附帯決議ではなく付帯意見で良いと考えるため
柳楽 真智子	決算審査において大きな議論となった事実・案件は無かったように思うため、付帯決議が必要とは感じられなかった
小川 稔宏	附帯決議の内容、項目において賛同出来ないところがあるため。
佐々木 豊治	決議に至るまででない。委員長報告にもり込むことで良い
西田 清久	附帯決議よりも委員長報告に意見として盛り込む内容と判断した。

請願第 70 号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について

議員名	反対理由
西田 一平	係争中の事案であり、司法に委ね議会が判断すべき立場にない
今田 実延	係争中の案件であり、司法の場に委ねるべきで、議会が判断すべきではないため
岡山 令子	係争中の案件であり、司法判断されるべきであると考えするため
遠藤 祐之	係争中の案件のため議会で判断することができないため
花田 香	現在係争中の事案に関わるもので司法の場に委ねられるべきと考えるため
戸津川 美二	係争中であり、議会で関与するする案件でない
村木 勝也	現在係争中の事案で司法の場に委ねられているため議会が判断すべきでないため
大谷 学	係争中でもあり司法の判断に委ねるべきと考えるため
沖田 真治	係争中の事案であり、司法の場に委ねるべきで、議会が判断すべきではないと考えるため
足立 豪	趣旨には賛同しますが、本請願が前提としている『改ざん』という事実関係が十分に確認されてない。不正があれば法令や規定に基づき適切に対応すべきであるが、確認されていない事実を前提に一律の処分等を求めることは適當ではないと考えるため
川上 幾雄	司法の判断を仰ぐべき
柳楽 真智子	係争中の案件で司法に委ねるべきであり、議会が判断すべきでない
串崎 利行	議会が判断するものではない
小川 稔宏	チェック機能の必要性は認めるが、行政運営に立ち入り過ぎており妥当性を欠く。
笹田 卓	係争中の案件のため議会が判断することがではないため
岡本 正友	本件は現在係争中であり、事実認定や法的判断については司法の場で明らかにされるべき案件である。議会がこれに

令和8年9月定例会議 反対理由

	関与し判断を示すことは、司法の独立や公正な手続に影響を与えかねないことから適当ではない。よって、本請願を継続審査とすることには反対。
芦谷 英夫	適正に行政執行され議会として確認しており、請願の趣旨は適切でない
佐々木 豊治	係争中の案件であり、議会として及ぶことができないと判断
西田 清久	現在係争中の案件で司法に委ねられており、議会が判断すべきでない
川神 裕司	現在係争中の事案に関わるもので司法の場に委ねられるべきであり、議会が判断すべきものでない考える。

請願第 75 号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び
評価の独立性確保を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	係争中の事案であり、司法に委ね議会が判断すべき立場にない
今田 実延	係争中の案件であり、司法の場に委ねるべきで、議会が判断すべきではないため
岡山 令子	係争中の案件であり、司法判断されるべきであると考えするため
遠藤 祐之	係争中の案件のため議会で判断することができないため
花田 香	現在係争中の事案に関わるもので司法の場に委ねられるべきと考えるため
戸津川 美二	係争中であり、議会で関与するする案件でない
村木 勝也	現在係争中の事案で司法の場に委ねられているため議会が判断すべきでないため
大谷 学	係争中でもあり司法の判断に委ねるべきと考えるため
沖田 真治	係争中の事案であり、司法の場に委ねるべきで、議会が判断すべきではないと考えるため
足立 豪	分析・評価の独立性は重要だが、今回示された内容だけで市の関与を不適切な介入と断定することは難しく、発注者として必要な確認まで制限することにもなりかねないため
川上 幾雄	司法の判断を仰ぐべき
柳楽 真智子	係争中の案件で司法に委ねるべきであり、議会が判断すべきでない
串崎 利行	議会が判断するものではない
小川 稔宏	重要な観点ではあるが個人的意見と過大な権利行使である。
笹田 卓	係争中の案件のため議会で判断することがではないため
岡本 正友	本件は係争中の案件に関わるものであり、事実認定や評価は司法の場に委ねられるべきものとする。議会がその是非を判断することは適当ではないことから、本請願については不採択とすることが適当である。

令和 8 年 9 月定例会議 反対理由

芦谷 英夫	適正に行政執行され議会として確認しており、請願の趣旨は適切でない
佐々木 豊治	係争中の案件であり、議会として及ぶことができないと判断
西田 清久	現在係争中の案件で司法に委ねられており、議会が判断すべきでない
川神 裕司	現在係争中の事案に関わるもので司法の場に委ねられるべきであり、議会が判断すべきものでない考える。

請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	係争中の事案であり、司法に委ね議会が判断すべき立場にない
今田 実延	係争中の案件であり、司法の場に委ねるべきで、議会が判断すべきではないため
岡山 令子	係争中の案件であり、司法判断されるべきであると考えするため
遠藤 祐之	係争中の案件のため議会で判断することができないため
花田 香	現在係争中の事案に関わるもので司法の場に委ねられるべきと考えるため
戸津川 美二	係争中であるが、議会に関与するする案件でない 業務自体きちんと執行されている。
村木 勝也	現在係争中の事案で司法の場に委ねられているため議会が判断すべきでないため
大谷 学	係争中でもあり司法の判断に委ねるべき と考えるため
沖田 真治	係争中の事案であり、司法の場に委ねるべきで、議会が判断すべきではないと考えるため
足立 豪	本請願が求めるものは理解できるものの、現在の検査手続や契約事務が不適切であると判断するに足る具体的な事実が十分に示されているとはいえない。 また、検査方法や記録のあり方については、個々の委託業務の内容に応じて適切に運用すべきものであり、一律の制度整備を求める必要性までは認めにくい
川上 幾雄	司法の判断を仰ぐべき
柳楽 真智子	係争中の案件で司法に委ねるべきであり、議会が判断すべきでない
串崎 利行	議会が判断するものではない
小川 稔宏	これまで市の説明は繰り返さされており、同様の趣旨での繰り返しの請願提出はなじまない。
笹田 卓	係争中の案件のため議会で判断することができないため

令和8年9月定例会議 反対理由

岡本 正友	これまで係争中であるため、今回一貫性を保つため私は、本請願について不採択とする立場である。 本件は係争中の案件に関連する内容を含んでおり、事実認定や評価は司法の場に委ねられるべきものとする。議会がその是非を判断することは適当ではないことから、本請願については不採択とすることが適当である。
芦谷 英夫	適正に行政執行され議会として確認しており、請願の趣旨は適切でない
佐々木 豊治	係争中の案件であり、議会として及ぶことができないと判断
西田 清久	現在係争中の案件で司法に委ねられており、議会が判断すべきでない
川神 裕司	現在係争中の事案に関わるもので司法の場に委ねられるべきであり、議会が判断すべきものでないとする。

請願第 90 号 回覧板のデジタル化に関する請願について

議員名	反対理由
花田 香	情報が届かなくなる市民が一定程度存在すると考えるため
戸津川 美二	課題が多くあり、地域の負担もある。
小川 稔宏	時代の要請に基づく要望としては理解できるが、制度化を急ぐ必要性を感じない。

請願第 111 号 江角副市長の市議会総務委員会での答弁について説明を求める請願について

議員名	反対理由
遠藤 祐之	十分な答弁であると思うため
大谷 学	当該の委員会内で対応すべき事柄であるため
小川 稔宏	個人的見解の強要は制度になじまない。
笹田 卓	十分な答弁であると思うため
岡本 正友	これまでの答弁内容を確認しても、請願の趣旨に沿った新たな説明を求める必要性はないものとする。また、限られた議会日程の中で、長時間の拘束を伴う対応を求めることについても、適切とは言えない。以上のことから、今回の請願については、執行部の判断を支持し、反対とする。

請願第 112 号 金城中学校スキー事故における責任所在の明確化、関係者の処分状況及びその理由の適正な開示に関する請願について

議員名	反対理由
西田 一平	和解に伴う議案が上程された。これ以上の対応は不要と考える。
岡山 令子	和解が成立しており、それに伴って適切な処理が行われると考えるため
遠藤 祐之	和解に関する議案が上程されており、これ以上の対応は必要ないため
花田 香	和解に伴う議案が上程されているので対応されている
戸津川 美二	執行部の開示請求への対応は適正。 これ以上の対応は必要ない
村木 勝也	本件は和解に伴う議案が提出されていて、これ以上の対応は必要ないため
大谷 学	和解が成立している事案でこれ以上の対応の必要性がないため
沖田 真治	和解に伴う議案が上程され、これ以上の対応は不要であるべきこと。個人情報等も踏まえ、開示要求は慎重であるべきと考えるため
足立 豪	事故原因や責任の明確化の趣旨は理解するものの、教育委員会や司法手続等において一定の調査・検証が行われている。現時点で、議会が改めて責任の所在や処分の可否を判断すべき新たな客観的事実が十分に示されているとは言い難いため
川上 幾雄	対応不要
柳楽 真智子	判断で和解の決着がついた案件であり、執行部から処分についても今後検討するとの説明があったことから、これ以上の対応は必要ない
串崎 利行	和解に伴う議案が上程されており、対応は必要ない
小川 稔宏	不十分な点は認め、双方で整理された案件であるにもかかわらず、結果の突き崩しを意図していると思われる。
笹田 卓	和解に伴う議案が上程されており、これ以上の対応は必要ないため

令和8年9月定例会議 反対理由

岡本 正友	事故発生当時の教育委員会の初動対応において、説明や対応に不手際があった点については、一定の反省の余地があるものとする。しかしながら、本件は今回、和解に伴う議案が上程されている。事故の責任について和解の説明からも教育委員会側に全面的な非があったと判断することは適切ではないとする。 また、関係者の個人情報・人事上の問題も踏まえれば、関係者の処分状況及びその理由について、請願によって開示を求めることには慎重であるべきである。以上のことから、本請願については反対する。
芦谷 英夫	適正に行政執行され、完結した案件であり、請願の趣旨は適切でない
佐々木 豊治	スキー事故の件は賛同するが、飲食問題については「最初からきっちりと開示する」には賛同できない
川神 裕司	本件は和解に伴う議案が上程されており、これ以上の対応は必要なく、関係者の個人情報等の問題も踏まえると開示をもとめることは慎重に行うべしとする。

請願第 113 号 市役所職員における日報等の業務記録を活用した業務可視化・引き継ぎ円滑化についての検討を求める請願について

議員名	反対理由
小川 稔宏	ひとつ意見ではあるが、行政運営における裁量権の範疇であり反対。
岡本 正友	業務の可視化や引継ぎの円滑化が重要であることは理解する。 しかし、「日報等の業務記録を活用した業務の可視化・引継ぎ円滑化について検討を求める」という内容は、基本的には市役所内部の業務管理や組織運営に関する事項であり、各部署や職員の業務実態に応じて、執行機関が適切な方法を判断すべきものと考ええる。 議会として請願を採択し、具体的な手法について「検討を求める」までの必要性があるのかについては、疑問を感じる。業務改善については、それぞれの組織が責任を持って考え、必要に応じて改善していくことが本来の姿であると考ええる。 以上のことから、趣旨については理解するものの、請願として取り上げ、採択することには賛成できず、本請願については反対する。

請願第 114 号 公共事業における費用便益分析 (CBA) の活用についての検討
を求める請願について

議員名	反対理由
小川 稔宏	提案手法が有効と言いきれる段階ではなく、行政が行う評価指標としての妥当性に疑問がある。

請願第 115 号 公共施設の総コストの見える化についての検討を求める請願
について

議員名	反対理由
戸津川 美二	実際に算出することが困難
小川 稔宏	当然のこととして市も留意しており、外部から指示すべき内容でもない。

請願第 118 号 過去の公共事業・行政事業の検証と政策への反映についての
検討を求める請願について

議員名	反対理由
戸津川 美二	すべてに対応することは困難
小川 稔宏	具体性に乏しく業務範囲を際限なく拡大し過度な業務負担につながりかねない懸念がある。
岡本 正友	請願第 118 号は、過去の公共事業や行政事業を検証し、その結果を今後の政策に反映することは重要であり、その趣旨は理解。 しかし、こうした検証や政策への反映は、これまでも執行部において必要に応じて行われているものとする。さらなる改善を求めることは否定しないが、行政運営上の継続的な取組を、改めて市民の請願として求めることが適切なのかについては疑問がある。 以上のことから、本請願については趣旨を理解しつつも、現時点では採択には慎重な立場で反対。

請願第 119 号 出雲大火、佐賀関大火、及び熊本地震の教訓を踏まえた大規模災害に強い消防体制の構築と消防指令業務の広域共同化検討を求める請願について

議員名	反対理由
戸津川 美二	一自治体で取り扱う案件でない
小川 稔宏	専門的知見に委ね検討されるべきものとする。

請願第 120 号 前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	対応記録そのものが存在せず公式記録として確認できない。 再度説明を求めても進展は見込めず、再三議論・説明済み。
今田 実延	公式な記録として確認できない以上、これ以上の説明を求めても進展が見込めないため
岡山 令子	公式記録が残っておらず、これ以上の対応は困難であると考えするため
遠藤 祐之	対応記録がそもそも無く、説明が出来ないため
花田 香	対応記録が存在せず、公式な記録として確認できないまま進展が見込めない。
戸津川 美二	行政運営、上記問題はないと考える
村木 勝也	対応記録そのものが存在せず、公式な記録として確認できないため、これ以上の説明を求めても新たな進展は見込めないため
大谷 学	再三、議論や説明がなされていることから 請願の願意に当たらないため
沖田 真治	不当要求行為の認定は要項に基づく総合的な判断であり、 再度、説明を求める必要性は低いと考える
足立 豪	個別市民の処分の当否に議会が実質的に裁定を下す形にな りかねず、既存の不服申立て手続きが用意されている以 上、議会が介入する余地は低いとため
川上 幾雄	判断材料が無い
柳楽 真智子	これ以上の進展は見込めず、議会が対応できる案件ではな いため。
串崎 利行	文教厚生委員会で対応する案件ではない
小川 稔宏	行政運営に関して問題があるとは考えられず、繰り返しの 請願に疑問を感じる。
笹田 卓	対応記録がそもそも無く、説明が出来ないため
岡本 正友	本請願は、前スポーツ振興課長が作成した対応記録につい て説明を求めるものですが、その背景には、サンビレッジ

令和8年9月定例会議 反対理由

	スケート場の存続に関するこれまでの議会での検討や判断があります。施設の将来的な利用者等を踏まえて既に判断した案件について、対応記録の説明を求めることを理由に、改めて執行部の対応を求めることには慎重であるべきと考えます。以上の理由から、本請願には反対いたします。
芦谷 英夫	適正に行政執行されており、議会にも説明されており、請願の趣旨は適切でない
佐々木 豊治	聞きとりを行っても確認できない
西田 清久	対応記録そのものが存在せず公式な記録として確認ができない以上新たな進展が見込めない
川神 裕司	対応記録そのものが存在せず、公式な記録として確認できない以上、それ以上の説明を求めても新ら進展は見込めないと考える。

請願第 121 号 サン・ビレッジ浜田基本計画案における利用内容の大幅な変更理由の確認を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	現在は案の段階で今後変更の可能性がある時期尚早。 既に方針決定済みの案件で、請願に沿った対応を求める必要はない
岡山 令子	本件はまだ案の段階であり、現時点では確定していることが少ないため
遠藤 祐之	コンサルが異なる為、内容が変更されるのは当然である為
花田 香	現在示されている案は今後変更しうるものであるので、今時点で願意を確認することは時期尚早ではないか
戸津川 美二	説明され、整理された案件である
村木 勝也	現在示されているものは案の段階であり、今後変更される可能性があることから、現時点で確認することは時期尚早である
大谷 学	現時点で請願の願意を確認することは時期尚早であるため
足立 豪	「公共施設の意思決定プロセスの整合性を問う」という論点自体の公益性は否定しないが、①案の段階への時期尚早な介入、②食い違いには合理的説明が成立し得ることから、不採択
串崎 利行	既に方針が決まっている為
小川 稔宏	変更点等についての説明はなされおり、既に整理された案件である。
笹田 卓	コンサルが異なるため、内容が変更されるのは当然であるため
岡本 正友	本請願は、第 120 号とも関連し、コンサルタントの報告書と基本計画案の利用内容の差異について、その理由の確認を求めるものです。しかし、仮に数値や内容に差異があったとしても、将来的な利用者が十分に見込めないという私の判断は変わりません。また、「言った・言わない」「違う・違わない」といった事実確認を、請願として議会に対応を求めることには慎重であるべきと考えます。以上の理由か

令和 8 年 9 月定例会議 反対理由

	ら、本請願には反対いたします。
芦谷 英夫	議会にも適切に説明されており、請願の趣旨が現状に合わない
西田 清久	現在示されているものは案の段階であり、今後変更される可能性もあり、請願の願意を確認することは時期尚早
川神 裕司	現在示されているものは、案の段階であり、今後変更される可能性があることから、願意の確認は時期尚早と考える。

請願第 122 号 医療・介護に伴う水道料金負担の軽減制度創設に関する請願
について

議員名	反対理由
西田 一平	線引きが難しいことと事業悪化のリスクもあるため すぐの検討は難しいと判断で将来的な検討を視野
岡山 令子	実態把握が現時点で行われておらず、制度の創設は時期尚 早だと考えるため
遠藤 祐之	水道料金は受給者負担のため創設は難しいため
花田 香	水道料金値上げを緩やかに移行するように設定してあるこ とが一定程度の緩和措置であると考え。その後、具体的 な対応を考えていくべきと考えるので時期尚早と考える。
大谷 学	医療と介護のみに限定した負担の軽減策は 公平性の観点から懸念を生じるため
笹田 卓	水道料金は受給者負担のため創設は難しいため

請願第 124 号 市民への接触制限等に係る行政プロセスの客観的検証、および地方自治法に基づく議会の監視機能と請願審査義務の適切な履行を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	行政と市民の個別案件を議会が事実認定するものではない。 過去の審査で双方から説明を受けており、 審査が違法・審査義務の放棄との根拠も確認できない
今田 実延	議会は行政と市民との個別案件における事実関係認定をする機関ではないため
岡山 令子	行政と市民の個別案件における事実関係認定は議会がすべきものではないと考えるため
遠藤 祐之	行政と市民のやりとりに議会が口を出すべきではないと考えるため
花田 香	議会で行き届く問題かどうか判断できにくい
戸津川 美二	個別の行政処分や職員対応の内容であり、議会として対応すべきものでない
村木 勝也	議会の調査権と個別案件の事実関係を確認することは別であり、行政と市民との個別案件について議会が事実確認を行うものではないため
大谷 学	指摘された内容について根拠を確認することができず賛同できないため
沖田 真治	各議員がそれぞれの判断に基づき審査・判断しており、その判断を尊重すべきであるため
足立 豪	議会の行政監視機能の重要性は認識しているものの、第 98 条の検査権の手法を用いて議会が事実認定を行うことを求めるものである。過去の議会審査が違法あるいは審査義務の放棄であったとの前提について、判断できるだけの根拠は確認できないため、不採択、
川上 幾雄	根拠不明
柳楽 真智子	これまで関係者双方から説明を聞いた上で判断していることから、審査放棄ではないため
串崎 利行	議会に対応する案件ではない

令和8年9月定例会議 反対理由

小川 稔宏	過去に審査し判断をした内容と同趣旨の請願である。個別の行政処分や職員対応の是非を繰り返し議会へ持ち込むことは、制度の趣旨を逸脱しているといわざるを得ない。
笹田 卓	行政と市民のやりとりに議会が口を出すべきでないと考え るため
岡本 正友	請願権は尊重すべきものですが、今回の請願は、議会が個別の行政・市民間の事案について事実認定を行うことを求めるものであり、議会の役割を超える部分があると考えます。また、議会や執行部の対応について請願が繰り返し提出されていることについても、請願制度本来の趣旨から逸脱した利用ではないかとの違和感があります。以上から、本請願には賛同できない
芦谷 英夫	行政執行適正に処理されており、請願の趣旨が現状に合わない
佐々木 豊治	相方への聞きとりで判断できない
川神 裕司	議会の調査権と個別案件の事実関係を認定することは別の問題と考える。

請願第 125 号 議会事務局業務の DX・効率化についての検討を求める請願
について

議員名	反対理由
戸津川 美二	議会事務局での判断・管理すべき内容であり、外部から検討要請するものでない
大谷 学	メリットだけでなくデメリットも考慮して慎重に対応すべきと考えるため
小川 稔宏	人員の適正配置、業務の効率化や見直しは不断に行われている。議会運営や事務局体制のあり方は、本来、議会等が自ら主体的に判断・管理すべき事項であり、外部からの指示や検討要請を前提とするものではない。

請願第 126 号 請願の提出件数のみによる評価の見直し及び「声なき市民の声」を反映する議会審議のあり方についての検討を求める請願について

議員名	反対理由
遠藤 祐之	請願の提出件数だけで判断していない為
戸津川 美二	審査の過程上問題はない。声なき声の対応は、現行制度で対応している
大谷 学	市民の声を反映させる制度はできていると考えるため
柳楽 真智子	件数が多い少ないということで賛否を判断したことはない。これまでも請願内容を様々な角度から見てはんだんしている
小川 稔宏	件数のみによる評価をしているわけではなく、審査のプロセスに問題はない。声なき声の反映は現行制度と仕組みで対応できるものとする。
笹田 卓	請願の提出件数だけで判断していない為
佐々木 豊治	現在行っていると判断する